

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第4回

遺言執行者の相続登記 ～特定財産承継遺言の場合～

1. 民法改正

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」の施行

（民法改正）により、民法は相続に関する部分を含め大きく変化しました。その中で、遺言執行者の権利義務についても若干の改正が行われています。例えば改正後民法の1012条1項には「遺言の内容を実現するため」との一節が追加されましたし、また1014条第2項として「遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継される旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件（筆者注：財産が不動産の場合は登記）を備えるために必要な行為をすることができる」との規定が新設されました。このほかにも多くの改正が施されていますが、実はこの1014条第2項に関して遺言執行者の職務執行上の権限についてそれまでとは180度状況が転換した点があるのです。

2. 変更点

改正民法の施行前は、遺言執行者が遺言内容の旨の権利移転の登記を申請することは認められていませんでした。しかし、この1014条第2項の規定を含む改正民法の施行と、それにあわせて登記実務が変更されたことによって特定財産承継遺言における遺言執行者は単独で相続による権利の移転の登記を申請することが可能になりました。なお、受益相続人に関してはもともと当該登記の申請をすることが可能であり、この点には変更はありません。

3. 行政書士業務との関連

もちろん、上記1014条第2項はあくまでも遺言執行者についての規定であって直接に私達行政書士の職務あるいは資格に結びつくものではありません。しかし、行政書士は遺言書作成に関して起案などの業務を広く行っており、その関係で遺言執行者に就任する機会も多くあると考えられます。また、遺言書の起案の際には遺言執行者の選任についてのアドバイスをなうほか、遺言執行者が具体的にはどういうことをするのか、どういうことができるのかということを理解し、説明する必要もあります。実際、たまたまですが筆者自身も1014条第2項にいう状況に遭遇し、遺言執行者として相続による権利の移転の登記の申請を行ったことがあります。今後トライされる方もいらっしゃると思いますので、参考までにその時の体験を少し書いてみます。

- 1 例外として、相続開始後に当該不動産の所有権が被相続人から他の相続人に移転されており遺言の実現が妨害されているような場合には遺言執行者はその抹消の登記と真正な所有者への所有権移転登記を申請することができる（要旨）。最判平11.12.16 民集53巻9号1989頁、判時1702号61頁
- 2 令和元年7月1日施行。
- 3 法務省民二第68号 令和元年6月27日付
- 4 遺言執行者の欠格事由としては未成年者及び破産者が定められているのみである（改正民法1009条）

4. 筆者の体験から

話は令和2年の年末にさかのぼりますが、以前筆者が起案をお手伝いして公正証書遺言を作成された方が亡くなり、その遺言執行者に就任しました。遺言の内容は「相続財産中の不動産2カ所を遺言者の長男と二男に1カ所ずつ相続させる」というもので、まさに1014条第2項の場合に該当します。そうすると自分が遺言執行者としてその旨の登記の申請をすることができることとなりますが、念のため水戸地方法務局に電話で確認したところ「お見込みの通り、特定財産承継遺言がある場合には遺言執行者の方は相続による権利の移転の登記の申請ができるようになりました」と回答がありました。そこで数日後に法務局土浦支局の窓口を訪れ、どことなく違和感、場違い感を感じつつ「自分は〇〇〇〇と申しまして職業は行政書士をしておりますが、今回は遺言執行者としてその旨の登記を行いたく・・・」と申し出ると、親切に対応して戴くことができました。

登記申請書には登記の目的や原因、相続人の住所氏名等決められた内容を記載することになっていますが、これらの下にある申請人の欄には「遺言執行者〇〇〇〇」と記載するよう教えて戴きました。ここはどうしても間違えてはならないところで、うっかり行政書士〇〇〇〇などと記載しないようにしなければなりません。

5. 補足

筆者の経験したケースでは内容が平易であったためか補正もなく1週間ほどで無事に登記が完了しましたが、常にそうとは限らず、複雑な内容となることも考えられます。この点、相続による権利の承継につき、法定相続分を超える部分については対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないものとされている（改正民法899条の2）ことも想起して戴く必要があります。また、そもそも特定財産承継遺言があるということはその特定財産について「法定相続分より多くもらう相続人」と「法定相続分すらもらえない相続人」とが同時に出現することを意味します。従って、遺言執行者が登記の申請をするにしてもできるだけ速やかに行う必要があります。

そうした状況を踏まえると、もし遺言執行者が登記の申請をする機会に接したとしても難しく感じたり、まごついたりするようであれば無理に自分でやろうとせず専門家に依頼するべきと考えます。速やかに遺言内容を実現することで無用なトラブルを防止することができるのであれば、遺言執行者としての職務を全うすることにつながるばかりか遺言者の意志と受益相続人の利益との両方に叶うものでもあると考えられるからです。

参考図書

「どの段階で何を？業務の流れでわかる！遺言執行業務（相続法改正対応版）」

東京弁護士会法友全期会編著、第一法規（株）、©2020

「実務解説 遺言執行」（H28改訂版）NPO法人遺言・相続リーガルネットワーク編著、日本加除出版（株）、©2012

「民法（相続関係）改正法の概要」潮見佳男編著、（株）きんざい、©2019

